

第101回 京都市消費生活審議会 会議録

【日 時】 平成22年12月17日（金）午前10時～午前11時30分

【場 所】 京都市 市民総合相談課（市民生活センター）研修室

【出席者】 第18期消費生活審議会委員18名（五十音順）

池垣加織委員、伊藤義浩委員、糸瀬美保委員、岩谷道子委員、
大谷貴美子委員、亀村裕二委員、川口恭弘委員、佐久間毅委員、
高田艶子委員、早瀬善男委員、本政八重子委員、森田政子委員、
山下徹朗委員、山本克己委員、山本久子委員、山本雅章委員、
若林靖永委員、渡辺明子委員

京都市

文化市民局長 山岸吉和、市民生活部長 鷺頭雅浩、
市民総合相談課長 上野壽世、同課課長補佐 喜多村正一 ほか

【概 要】

- 委嘱状交付

（注 今回が第18期消費生活審議会委員による最初の審議会開催に当たる。）

1 開会

- 京都市文化市民局長あいさつ

本日は、お忙しい中、御参集いただき、お礼申し上げる。

第18期の京都市消費生活審議会として、新しく7名の方をお迎えし、再スタートすることとなる。継続の委員の皆様方には、引き続きよろしくお願ひする。新たに加わっていただいた委員の皆様には、是非、新しい風を吹き込んでいただきたい。

昨年9月に国において消費者庁が創設され、国民も私どもも大きな期待を抱いた。消費者庁創設に伴い、改めて、消費者に最も身近な窓口である地方自治体、とりわけ、基礎自治体である市町村の取組が重視されている、

本市では、平成18年10月に京都市消費生活基本計画を策定しており、暮らしの総合行政として関係分野の施策とも連携を取りながら多くの施策を推進してきた。この計画が今年度で終了するため、前期の委員の皆様には、来年度以降の新たな計画の策定について御尽力いただき、11月26日に松岡前会長から市長へ答申をいただいた。

この間、審議会メッセージの発信、シンポジウム開催、市民しんぶんの折り込みによる相談窓口周知等、新たな取組も行ってきた。今後も、京都市の消費生活行政について、新たな計画に基づき、積極的な取組を進めて参りたい。

本日の審議会は、通算で第101回目の開催となる。昭和51年に消費者保護審議会として設置されて以来、消費者、事業者が互いに理解を深め、専門的な見地と

日常生活に根差した市民感覚の調和を図る場として常に活発な議論を繰り広げていただいた。そして、当審議会の良き伝統として、今日まで受け継がれてきた。

新たな委員の皆様、継続して就任いただいた委員の皆様、それぞれ忌憚のない御発言をいただくとともに、委員の皆様の本市消費生活行政への御理解、御協力を引き続き賜りたい。

- 自己紹介（各委員、事務局）

2 議事

(1) 審議会の構成について

ア 会長の選挙

大谷貴美子委員に決定

イ 会長職務代理者の指名

山本克己委員に決定

ウ 京都市消費生活審議会運営要綱の改正

[事務局から説明]

(資料3 参照)

○ 改正点

- ・ 部会の設置に関して、部会員でない委員の出席を求めることができる規定を設けたい。
- ・ 部会で調査、審議する特別の事項について、規定を設けたい。

大谷会長 御意見、御質問をお願いする。

山本克己委員 表現の問題だが、4(4)の「意見を聞き」と「聞」になっているが、国の法令用語は「聴」の方である。合わせる必要があると思うが、参考までに。

大谷会長 その点については、事務局で検討いただくということでよいか。
(事務局 了承)

大谷会長 そのほかに何か気付いた所は。

渡辺委員 資料の1ページで、部会の内容、消費者苦情処理部会がどうすることをするか書かれるということだが、(2)の消費者苦情処理部会の内容は「消費者被害の防止に向けた取引行為に関する制度について調査及び審議する。」なのに、部

会名は苦情と特化している表現になっている。これまでの経過で、こうしておく方がよいという理由が何かあるのか。内容からすると、消費者問題処理とかの方がよいと思うが。

大谷会長 内容と部会名ということだが、事務局の考え方はどうか。

喜多村課長補佐 消費者苦情処理部会というのは、これまで設けていた部会の名称をそのまま引き継いだ形で挙げさせていただいている。より良い名称があれば御検討いただいたうえ、変更して参りたい。

大谷会長 いかがか。

渡辺委員 どなたが見るからということではないが、苦情と書いてあると問題の見方が狭く、小さくならないかと思う。問題処理とか、何か、そういう言い方でいいと思うが、ずっとこれで来ているのであれば、反対ではないので、あえてということではない。

大谷会長 変えるとなると、施行規則も改正が必要であれば大変だろうが、規則との関係は。

喜多村課長補佐 部会の個々の名称については、条例、施行規則では定めていないので、この運営要綱でどのように定めるかということになる。

大谷会長 施行規則等はそのままでよいということだが、名称については、今後の検討ということでよろしいか。

(委員一同 了承)

大谷会長 では、追い追い、部会の方で検討していただければと思う。そのほかに何か。

伊藤委員 まず、「共済」という言葉は、市長は当初よく使っていたが、本来、この言葉はないということで、最近、市長は「共済」という言葉を取り上げないということになっているようだが、事務局は御存じか。資料4の中で、最初のページの矢印の所にあるが、外してもらった方がいいので、今、触れておく。この答えは後でよろしい。

ここでお尋ねしたいのは、生活協同組合は、我々、小売商総連合会と同じ立場である。我々もお年寄りのための配達もしているし、いわゆる、ふれあい銭湯で一緒にお風呂に入ったりと、いろんなことをやっている。我々と同じ立場の職業であり、この辺の所も明確にしておいてもらわないと、生協がいわゆる消費者というのは、我々の印象からすると、おかしいのかなという気がする。この審議会でも、事業者ということで認定された方がいいのではないか。

渡辺委員 簡単に言うと、生協は消費者が自主的に集まって、自分たちの要望や願いをかなえる、その手段として事業を行うということなので、主体は、やはり消費者である。

伊藤委員 しかし、一般から見れば、生協というのは事業者である。国の方の指定でも、税制上、優遇措置も受けておられる。吉田会長さん^{*}のときも、そうであつ

たし、商店街連盟の早瀬委員もおられるが、我々は、同業者、そういう感覚で、今までから話をさせてもらっていた経緯があり、私の考えでは、生活協同組合というのは事業者である。その旨、組合事務局の方にはお話し申し上げ、御理解いただき、商工会議所にも会員としてお入りになられると思うが、その場合は事業者としての認定でお入りになることになる。

この審議会では、委員名簿にあるように「消費者」となっていることに違和感を感じたので、お尋ねした。

※ 京都府生活協同組合連合会吉田智道会長理事。2004年（平成16年）6月8日
の第51回通常総会まで退任。（同連合会のホームページより）

若林委員 現実的には両方の顔を持っているという風に、一般には御理解いただくしかない。

しかし、こういう言い方は、厳密には間違った整理である。消費生活協同組合法という法律では、国民、消費者が、自発的に作る組織であるという風に定義されているので、やはり、今の渡辺委員の説明のとおりである。

事業を通じて様々な消費者の問題解決や生活向上等を図ることになっており、事業者としての側面も強く有しているので、いろんな場所に事業者としてメンバーに入れさせていただいて、事業者として守るべき法律等のルールには従うべきであるので従う、ということになる。同時に、根本的には消費者の組織であるということで、単なる事業者にとどまらず、消費者の権利の向上その他に努めるということも任務としていて、様々な事業を展開している。

どっちが上かということを法律論的に、また、生協の理念的に言う場合、まず消費者の組織であるということを搖るがせると、一般の小売業との違いが逆に見えなくなる。

おっしゃるとおり、消費者からのクレーム等、消費者の安全を守る責務というのは、生協もまた事業者として責任を負ってやらないといけない。この点は、小売事業者の皆さんと全く同じであるということは、全くそのとおりである。

両方の側面を持っているということで、後は、生協側がどういうことを基調にこの審議会に臨むのか。あるいは、両方の側面があるが、この審議会の構成の仕方は取りあえずどちらかのグループに入れるというルールになっているので、審議会の事務局ないしは審議会全体で、その時々、両方の顔の議論を大事にしていくことになる。例えば、今回は、消費者の組織ということが基本であるということであれば、それで理解し、もちろん、事業者としての側面があるときは事業者としての議論も入ってくることで理解する。そういう現実的な理解をしていただくことになることを御理解いただければと思う。

大谷会長 法律的にも詳しく説明いただき、ありがとうございました。伊藤委員、よろしいでしょうか。

伊藤委員 よく分からない。

若林委員 小売業の皆さんのが従っている法律と、生協を監督している法律が違う。

定めている法律が違うので、法律論的に言っても、「生協は小売業者である」という風には定義されない。根本法が違うので、小売事業にかかわる事業を営んでいるからといって、一般の小売事業者と同じグループには入らない。なぜ法律が違うかというと、元々の起りが違う。

元々の理念や歴史や運動が違っているが、おっしゃるとおり、小売事業を営んでいる。事業者としての側面では、事業者として一緒に協力してやっているではないかと言えば、全くそのとおりである。場合によっては競争もしているし、協力もしているし、事業者としての側面がないと申し上げているのではない。

どちらが根本であるのかというときは、従っている法律が違うという面から見て同じではないという見方をまずしていただきたい。

早瀬委員 よく分かったが、税制上の優遇がある。これはどう考えるのか。

若林委員 税金の話は、国がどのようにそれを認めるのか、財務当局がどう判断されるかということなので、単純にイコールにはならない。

歴史的な筋で言うと、生協は、専門の法律を国会で定め、国民生活の向上のために自発的に作られた組織であり、成長発展することが日本社会の発展に貢献するものであるという認定を受けている。営利を直接目的とするわけではなく、もちろん、利用高割戻し等、組合員に還元される分はあり、出資者配当をしている生協もあるが、株式会社と同じように、投資して、その配当を受ける目的でしているものではないといったような生協の性格を尊重し、一定の優遇税制を適用するという判断を政府の方ではされているということである。

もちろん、これだけ、大規模な事業者になったのであるから、もうそこまでの必要はないのではないかという意見もあるし、様々な御意見があることは皆さん御存じのとおりだが、歴史的経緯で言えば、そういう生協の目的、生協の性格から支援に値するということで、税制の優遇が認められているという風に御理解いただければと思う。

大谷会長 難しい議論が続いているが、一応この審議会には消費者の立場で御参加いただくということで理解してよろしいか。議論については、また機会があればさせていただくが、一応、生協の在り方について、今の説明で御理解いただいて、次に進みたい。

[消費生活協同組合については、11 ページの参考 参照]

喜多村課長補佐 先ほど運営要綱について、渡辺委員から消費者苦情処理部会のネーミングについて提起いただいたが、より良い名称があれば、それに越したことなく、これは審議会の運営要綱であるので、皆さんに色々御審議され、この名前がよいということであれば、改正は可能である。それを前提として、名称は当面このままとして御審議いただければと思う。

エ 部会の構成

別紙名簿のとおり決定

表示・包装適正化部会長：若林委員に決定

消費者苦情処理部会長：山本克己委員に決定

大谷会長 部会長には、運営要綱5に定める事項について、調査及び審議すべき事項があった折は、適宜開催いただくようお願いする。会長は、いずれの部会にも所属していないが、できるだけ部会に出席させていただくつもりであるので、よろしくお願いする。

(2) 京都市消費生活基本計画について

[事務局から説明]・・・資料4～6 参照

(資料4の1枚目により、策定の経過等について説明)

- 第1次計画の計画期間は、上位計画である京都市基本計画に終期を合わせ、平成22年度までの5年間となっている。
- 第2次計画の策定に当たり、平成22年2月2日のシンポジウムで発信した審議会からのメッセージ分は資料6の巻末に掲載している。
- 第2次計画の特徴としては、「融合」「共汗」の視点を基本的な視点とした。
 - ・ 消費者庁の創設は、いわゆる縦割り行政の弊害の解消ということであり、本市においても「融合」という視点から取り組む。
 - ・ 伊藤委員から御指摘のあった「共汗」については、市民や関係機関との協働を「共汗」と表現しており、上位計画である京都市基本計画の新しい計画においても、根本的な考え方としては、「共汗」という視点を基本としている。このため、消費生活基本計画の第2次計画の本文中においても、1箇所、「2 計画の基本的視点」(資料6 p3)において「共汗」という視点から取り組むことを掲げることとしている。
- 現在、最終案により、市長決定、冊子作成について、取り組んでいる。

(資料4の2枚目により、第2次計画の施策構成について説明)

- 第1次計画は5つの基本方針であるが、第2次計画では、被害の救済と防止を一つにまとめ、4つの基本方針で構成した。

大谷会長 新しい委員の方もおられるが、ただ今の説明に質問等はないか。

(委員一同 特になし)

(3) 第2次計画における重点課題について

[事務局から説明]・・・資料7 参照

(計画の進行管理について説明)

- 消費生活基本計画は、消費生活条例第10条第5項の規定により、毎年、実施状況を審議会に報告するとともに公表している。
- 第1次計画では、新規、充実、継続の区分で、たくさんの項目を細かく分けて計上し、その実施の有無を確認しており、資料は、重点課題、実施済みでないもの、実施済みのもの等に分けて報告してきた。
- 第2次計画においても、引き続き、施策全般の実施状況を取りまとめた報告を行う。
- 第2次計画では、実施後の効果等について、もう少し詳しく検証していくため、特に二、三年のスパンで集中的に取り組むような重点課題を掘り下げて進行管理できる方法に改めることとした。

(平成23年度の重点課題の検討状況について説明)

- 資料7の2、3ページは、予算措置の伴うものがあり、事務事業例に具体的な名称まで記載できる段階ではなく、飽くまで参考としてのイメージとして掲載している。
- 目標について
 - ・ 「潜在化している消費者被害の掘り起こし」では、目標として、件数の増加を挙げているが、増加させることが取組の目的ではなくて、本来は、被害が減り、相談も減ることが望ましいが、現状では、認知度が低く、相談できない状況にあることが推察されることから、まず、当面の目標として、件数を増加させることを掲げている。
- 経費について
 - ・ 消費者庁創設に伴い、地方消費者行政活性化基金が設けられており、本市財政も厳しい中、窓口の広報等、経費を掛けて集中的に行うことが可能である。費用の掛かる事業については、この基金が活用できる期間内に、基金活用を図り、実施することが必要である。

大谷会長 重点課題について、御意見、御質問があれば、お願いする。

伊藤委員 消費者団体、くらしのサポーター、市民ボランティア育成とかの言葉は色々出てくるが、地域の住民が安心安全ネットワークを立ち上げ、7年か8年になる。文化市民局が各区役所を通じて働き掛けて、文化市民局の肝いりで作らせたと思うが、その地域の安心安全ネットワーク、なぜ、あれがこの資料の中には出てこないのか。この文章の中には、安心安全ネットワークという言葉が全然出てこない。

この前、京都新聞に載ったが、ほとんどの学区で立ち上げたという報告が出た

ようだ。しかし、あれは、全く、ほったらかしになっている。例えば、学校の児童の見守り隊とか、12月になると夜回りとか、夏は夏で少年非行に走らせないように夜回りしようとか、その会を通じてやっているが…。

せっかく作ったネットワークに我々も協力しないといけないと思っている。文化市民局が予算を組んで肝いりでやったのに、あれが、なぜ出てこないのか。そもそも、安心安全ネットワークをここに入れて全面的に押し出して活用すれば、もっと各学区の団体が円滑に活動できると思う。

鷲頭部長 地域の安心安全ネットワークは、今年度ですべての学区で立ち上がる。

この安心安全の分野にはいろんな分野があり、その中の一つに消費者問題とのかかわり方も出てくると思うが、これまでの取組では、確かに消費生活分野での取組は十分にはできていなかったと思う。今年度、別の計画で、生活安全基本計画というものを策定しており、その中では、安心安全ネットワークについて、立ち上げただけでなく、今後、更に活動を充実していただく事業を展開する予定である。

今のお話に関して、資料6の基本計画の15ページの所に取組例としては入れているが、この安心安全ネットワークは、立上げ後に、どういう内容で展開していくか等、課題は色々あると思う。この重点課題で言えば、「地域における高齢者の見守りの仕組みづくり」は特に関係が深いので、御指摘の趣旨を踏まえ、重点課題の中でも考えていきたい。

大谷会長 そのほか、何かないか。折角の機会だが。

(委員一同 黙考)

大谷会長 私から一つ質問を。重点課題の「家庭における消費者力向上のための支援」が一番難しいと思う。目標として、家庭の消費者力向上に寄与する消費生活情報誌や教育教材を配布することが書いてあるが、学校の現場というのは、怒濤のごとく、こういう冊子が来ていて、先生方もほとんどそれを見る暇もないという状況である。私たちも色々やっているが、どうやったら一番効果的なのか、家庭力が上がるのか。その辺、何か考えているか。

上野課長 私どもも、学校とは色々取組を進めており、家庭環境において恵まれない子どもたちもいる中、親から子への負の連鎖を断ち切る一つの場という点では、学校教育は非常に大切だと思っているが、一方で、親の背中、親の姿勢を見て、自然と身に着いてくる知識というものもあり、それは価値観とか生き方にかかるかなり重要な分野である。この前、新聞でも、買物を通じて、親がどういう買物の仕方をしているのか、例えば、環境に良いものを購入しているとか、そういう所から習得していくという記事があった。

条例には書かれているけれど*、今まで触れていなかったということで、もう少し、今回、家庭を対象にと考えている。まずは親への働き掛けをしようということ、その際に使ってもらえるノートみたいなものを消費者団体、事業者団体、関

係部局と連携する中で、何か作れないかということが、元々の発想となっている。このほか、電子媒体を用いた教育教材、例えばゲームをしながら勉強できるような仕組みも作っていいかと考えている。

* 消費生活条例第24条第2項 「本市は、家庭、地域、職場、学校その他の場において、消費者が消費生活について学習する機会の拡大が図られるよう、必要な施策を講じなければならない。」

大谷会長 一番大事な所だけれど、一番難しいのかなと思う。もう一つ、国の基金について、当初21年度から3年間の期限があり、そうすると来年度が最後になる。「5 行動する消費者の育成支援」の関連では、何か継続するような可能性はあるのか。

上野課長 基金は、当初21年度から3年間ということで規定されていたが、使い切れないという自治体が、京都市もそうであるが、結構出てくる中で、1年間取崩し期限が延長され、24年度まで使えることになった。この後の国の方に対する支援の在り方というのは、今、国で検討されている状況である。

大谷会長 何かほかに、この重点課題について、御意見等は。

川口委員 「2 消費者被害未然防止のための制度の検討」では、不招請勧誘に対応するために対策を検討することであり、それをやるためにには、当然実態を把握しておくことが重要である。消費生活審議会における調査と書いてあり、まさしくその必要性は分かるが、不招請勧誘の実態をこの消費生活審議会でどう把握するのか。方法等はどのように考えているのか。

上野課長 今、考えているのは、市民に対する無作為抽出のアンケートのような形で、訪問販売とか電話勧誘等で今までどういう経験をしているのか、どういう風な仕組みを行政に期待しているのか、あるいは、対策が必要なのか、必要でないのかということも含めて調査ができないか。幾つかの自治体では、悪質な訪問販売への対策として、お断わりステッカーを配っているが、例えば、調査をする中で、「勧誘方法としては、訪問販売はほとんどなく、電話勧誘が大半だ」という結果がもし出てきたら、この方法は、余り効果がないのかなということになる。「訪問販売で、まだまだ被害がある」ということであれば、法的な効果という所までは行かなくても、ステッカーを配ることによって事実上の効果をねらうことができる。

アンケートをする一方、消費生活相談に寄せられているデータの抽出、検証も行いながら、それを基に審議会、消費者苦情処理部会で御議論いただきたいと思う。

大谷会長 よろしいか。特に消費者苦情処理部会の皆様は、新年度この点について、頑張ってもらうことになる。何か御質問は。

(委員一同 特になし)

大谷会長 他に御意見がなければ、この程度にさせていただき、重点課題については、また走りながら考えていくということで終わらせていただく。

(4) 第18期における審議予定について

〔事務局から説明〕（口頭のみ）

- 全体会は、通常年2回開催。
- 1回目は6月～7月ごろになると思うが、今年度の実施状況を現行計画に基づいて報告する。
- 部会は、年数回。当面、苦情処理部会を先行して開催する。
 - ・ 消費者苦情処理部会は、新年度に向け、できれば年度内に1回開催し、今後の方向性について協議したい。
 - ・ 表示・包装適正化部会は、国の表示制度に関する法制度の状況を見て開催する。

大谷会長 ただ今の予定等について、質問は。

（委員一同 特になし）

大谷会長 これで本日の議事は全部済んだが、何か今までの話の中で言い忘れたこと、聞き忘れたこと等はないか。

（委員一同 特になし）

大谷会長 本日の議事を終了する。最後に事務局から一言どうぞ。

鷲頭部長 現在、新たな消費生活基本計画の策定作業の最終段階であり、来年度からは、この計画に基づき取り組んでいくが、先ほどの重点課題にあったように、様々な課題を抱えている。この審議会では、そういう課題について、色々御審議いただき、また、事業の推進についても御協力をよろしくお願いしたい。

長時間に渡り、ありがとうございました。

（委員名簿 配付）

（閉会）

参考

消費生活協同組合について（厚生労働省ホームページより）

【消費生活協同組合（生協）とは】

消費生活協同組合（生協）とは、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づいて設立された法人で、同じ地域（都道府県内に限ります。）に住む人々、または同じ職場に勤務する方が、生活の安定と生活文化の向上を図るため、相互の助け合いにより自発的に組織する非営利団体です。

【組合の原則】

消費生活協同組合は、消費生活協同組合法により、次のような原則が定められています。

- 一定の地域又は職域による人ととの結合（相互扶助組織）であること
- 組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること
- 加入・脱退が自由であること
- 組合員の議決権・選挙権が平等であること
- 組合の行う事業は、組合員への最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的として行ってはならないこと
- 組合員以外の者は事業を利用できること
- 特定の政党のために組合を利用してはならないこと

【組合の事業】

組合が行うことのできる事業は、次の通りです。

- 生活に必要な物資の供給事業
- 医療、食堂などの協同施設の利用事業
- 火災、生命、交通災害などの事故に対し、共済金を給付する共済事業
- 生活の改善と文化の向上を図る事業
- 組合事業に関する知識の向上を図る事業

消費生活協同組合に関する税制上の優遇例（参照：下線部）

法人税法

（各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第六十六条 内国法人である普通法人、一般社団法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第三項において同じ。）又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの、一般社団法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十二の税率による。

3 公益法人等（一般社団法人等を除く。）又は協同組合等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十二の税率を乗じて計算した金額とする。

4 （以下、略）